



丹篠財第 1 3 号  
令和 8 年 5 月 2 5 日

丹波篠山市議会議長 上 田 英 樹 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



### 放棄した債権の報告について

丹波篠山市債権管理条例第 9 条の規定に基づき、令和 7 年度に放棄した債権について、同条例第 1 0 条の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

番号	債権の名称	放棄した債権の額	件数	放棄した事由	債権の所管部署名
1	水道料金	225,992 円	61 件 ( 16 人)	居所不明 4 号事由	上下水道部 経営企画課
2	水道料金	25,233 円	4 件 ( 1 人)	破産 5 号事由	上下水道部 経営企画課
3	住宅新築資金等 貸付償還金	1,923,773 円	2 件 ( 1 人)	資力回復困難 2 号事由	市民生活部 人権推進課
4	住宅新築資金等 貸付償還金	8,515,835 円	5 件 (5 人)	居所不明 4 号事由	市民生活部 人権推進課
5	住宅新築資金等 貸付償還金	9,317,208 円	2 件 (2 人)	破産 5 号事由	市民生活部 人権推進課
	計	20,008,041 円	74 件 (25 人)		

## 債権管理条例に基づく債権放棄案件報告書

(別紙様式)

2号事由 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難で、当該市の債権について、履行の見込みがないと認められるとき。

番号	債権の名称	放棄した債権の額	債権の所管部署名	件数
1	住宅新築資金等貸付償還金	1,923,773円	市民生活部 人権推進課	2件 (1人)
経緯	主債務者は死亡し、相続人は生活困窮により回収の見込みなし。			

4号事由 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

番号	債権の名称	放棄した債権の額	債権の所管部署名	件数
1	水道料金	225,992円	上下水道部 経営企画課	61件 (16人)
経緯	居所調査の結果、債務者が居所不明であったこと、及び債務者が死亡し、その相続人について調査した結果、不存在であったため。 (平成25年度7月～10月、平成26年度5月～8月、平成28年度7月～10月、令和元年度11月～12月、令和4年度4月、令和5年度9月～3月、令和6年度4月～7月・10月～3月、令和7年度4月～10月)			
2	住宅新築資金等貸付償還金	8,515,835円	市民生活部 人権推進課	5件 (5人)
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>主債務者は死亡し、相続人は居所不明の状態および相続放棄により、回収の見込みなし。</li> <li>主債務者は死亡し、相続人は相続放棄。連帯保証人が返済していたが死亡により、回収の見込みなし。</li> </ul>			

5号事由 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき。

番号	債権の名称	放棄した債権の額	債権の所管部署名	件数
1	水道料金	25,233円	上下水道部 経営企画課	4件 (1人)
経緯	破産により、使用者の債務が免責となったため。 (令和元年度2月～令和2年度4月)			
2	住宅新築資金等貸付償還金	9,317,208円	市民生活部 人権推進課	2件 (2人)
経緯	債務者が自己破産したため、回収の見込みなし。			